



1. 「12月1日(金)人権統一LHR “いじめ”について正しく理解する」を終えて

学校や職場などコミュニティが生まれる場所では、いじめが発生する可能性が潜んでいます。そして、いじめが発生するとき、加害者と被害者にはそれぞれの心理が存在しています。いじめは単一的な要因で起こるのではなく、心理や周囲の環境など様々な要因が複雑に絡み合っ起こります。長期化やエスカレートしていくことを防ぐために、いじめに対する正しい理解とみなさんの今後の行動がとても重要になります。このLHRの目的は、「いじめの定義といじめの四層構造論について理解し、どのような立場に置かれても集団の一員として正しく行動できる力を身に付けるとともに、いじめの未然防止と早期発見に努めようとする態度を育む」でした。動画の内容をもう一度、文章で振り返ります。

2. いじめの定義

いじめといえば、直接暴力を振るったり、悪口を言ったり、無視をしたり、物を隠したりと、さまざまな方法があり、人によってその内容や手口、つらさは異なります。しかし、共有しているのは、**被害者の心を深く傷つけ、取り返しのつかない事態にも及びかねない**ということです。文部科学省によると、現在いじめは、以下のように定義されています。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

【文部科学省「いじめの定義の変遷」より引用】

つまり、①被害者と加害者の間に一定の人間関係があつて、②被害者が苦痛を感じているものであれば、いじめだと認識される、ということです。ちなみに、起こった場所は学校内外を問わず、たとえば通学路、自宅や塾、インターネット上や SNS 上で起きたものも、すべて含まれます。

いじめは実に多様です。暴力などといったように、犯罪行為ともいえるような行為もありますが、中にはいじめだと判断しにくい、悪ふざけ・いたずら・いじり、口喧嘩などと捉えられてしまうものもあります。いじめと判断するかどうかは、下記の5つの基準からも判断できます。

- ①反復性:相手が嫌がることを複数回行う。
- ②同一集団内:その行為が常に特定の集団内で起こっている
- ③立場の不对等:行為者が優位な立場にある、片方が一方的におとしめられている
- ④故意性:嫌がっていることを理解した上でやっている
- ⑤傍観者の有無:1対1ではなく、周りに傍観者がいる

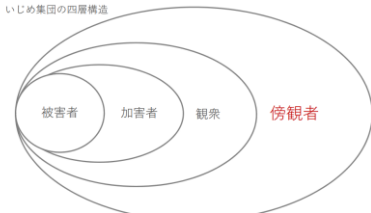
これらに当てはまらないいじめもありますが、少なくとも、これらに当てはまるものはいじめだと言えます。

もしもいじめだと分かった場合(あるいは自分がいじめだと感じている場合)には、一人でため込まず、周りの人に相談、協力できる流れをつくるのが大切です。



3. いじめの四層構造論 — 脱・傍観者 —

いじめ集団の四層構造



(出典)『新訂いじめ-被害の病(金子素朗)』(角田洋典著・清水賢二訳)

左図「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の関係性を、いじめの四層構造と呼びます。加害者を囲むように「観衆」がいて、その観衆を囲む「傍観者」がいます。観衆は、直接的な行動には出ないが、被害者のいじめられている様子を見ておもしろがっている、ドラえもんの登場人物で言うところのスネ夫。傍観者は、“見て見ぬふり”に徹する人を指し、しずかちゃんや出木杉くん。人数的にこの層が圧倒的に多いです。

いじめの早期発見、あるいは“小さな悪意”のうちに適切な対応をするために、この人数が圧倒的に多い傍観者のうち、一人でも二人でもいじめを止めさせようとする「仲裁者」になるべきなんです。教員に事実を伝えたり、止めに入るなど、傍観者の勇気ある行動によって状況と対応は大きく変わります。

4. 最後に

みなさんの心にゆさぶりをかける、考える、そして何か新たなことに気づく、そんなきっかけにして欲しいという想いでこのLHRを企画しました。学校ホームページ上で公開している「いじめ防止対策推進法」および「2017年3月14日に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいた施策もぜひ目を通してください。

あなたは何を学びましたか？